

事 務 連 絡
令和2年11月27日

各都道府県・政令市

一般廃棄物行政主管部（局）御中

産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

廃棄物処理業者等においてクラスターが発生した場合の対応について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの要請により、各府省庁は、所管する業界において小規模な患者の集団（クラスター）※が発生した場合には、その原因究明及び分析を行い、再発防止策を検討することとされました。

そのため、一般廃棄物行政主管部（局）におかれましては、貴管内市区町村において一般廃棄物処理に携わる関係者（市区町村職員、委託業者、許可業者等）でクラスターが発生した場合に、市区町村から廃棄物適正処理推進課に御連絡くださいますよう、貴管内市区町村に御周知をお願いいたします。また、産業廃棄物行政主管部（局）におかれましては、貴管内産業廃棄物処理業者でクラスターが発生した場合に、貴部（局）にその情報が提供されるよう、貴管内産業廃棄物処理業者に御周知をいただくとともに、貴部（局）から廃棄物規制課にその情報を御連絡くださいますよう御協力をお願いいたします。

※「小規模な患者の集団（クラスター）」とは・・・

同一の感染源で5人以上の陽性者が発生した場合を想定しています。なお、感染源や感染経路は、保健所において特定することとなります。

（一般廃棄物に係る連絡先）

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

担当：伊藤、越智、用品

TEL：03-3581-3351

E-Mail：hairi-haitai@env.go.jp

（産業廃棄物に係る連絡先）

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

担当：寺西、吉田

TEL：03-5501-3157

E-Mail：hairi-sanpai@env.go.jp